

令和4年1月18日

第110回 神戸市個人情報保護審議会

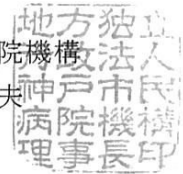
神戸市民病院機構における医療費後払い  
システム導入に係る電子計算機の結合について

(地方独立行政法人神戸市民病院機構)

神本部第 399 号  
令和 4 年 1 月 17 日

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西村 裕三 様

地方独立行政法人神戸市民病院機構  
理 事 長 橋 本 信 夫



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市民病院機構における医療費後払いシステム導入に係る  
電子計算機の結合について  
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

担当：地方独立行政法人神戸市民病院機構  
法人本部経営企画室総務課・情報戦略課

神戸市民病院機構における医療費後払いシステム導入に係る電子計算機の結合について  
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

【電子計算機結合する項目】

- ①個別 I D
- ②利用者 I D
- ③請求キー
- ④請求区分
- ⑤請求金額
- ⑥請求書の一意の内部キー
- ⑦請求開始日
- ⑧請求終了日
- ⑨診療科コード
- ⑩入院外来区分
- ⑪入院、外来名称
- ⑫請求書番号
- ⑬決済方法
- ⑭決済結果
- ⑮決済日

# 神戸市民病院機構における医療費後払いシステム導入に係る電子計算機の結合について

## 1. 趣旨

神戸市民病院機構は、神戸市立医療センター西市民病院など4病院を運営し、市民の生命と健康を守る役割を担っている。

この度、患者サービスの向上並びに収納業務の正確性確保及び効率化を目的として、本件「後払いシステム」（以下「本件システム」と言う。）を導入するものである。

すでに各病院には医療費の支払いに関し、POSレジ、料金自動収納装置による収納、及びクレジットカード（以下「カード」と言う。）決済の仕組みも導入しているところであるが、上述の目的の一層の充実を図るため、カード利用患者のうち希望者については、ベンダーが有する外部データセンターにおいてデータ処理及びカード決済を行う。すなわち、当機構病院を利用する患者が、ベンダーの専用サイトから後払いシステムの利用を自ら申し込み、保有カード情報を登録することにより、医療費は後日自動でカード決済が行なわれることとなる。

このことを実現する必要上、医事課会計システムの関係情報に関し、外部データセンターとの接続（電気通信による電子計算機の結合）を限定的に行う（以下「システム連携」という。）ものである。

## 2. システム連携の流れ

- ① 利用希望者はインターネットで利用登録をする。登録が終われば利用登録完了を通知する。
- ② 利用者は受診受付の際、再来受付機で診察券を読み込む。
- ③ 診療が終わると医事会計システムから患者情報、請求情報等を中継端末に送信する。
- ④ 中継端末から連携端末へ利用者情報、請求情報等を送信する。
- ⑤ 1日に1回、連携端末から外部データセンターに請求情報等を送信する。送信はSFTP（インターネットによる暗号化された通信）で行う。
- ⑥ データ決済センターで、あらかじめ保有している利用者情報と請求情報を基に決済し、データ決済センターから請求情報等を連携端末に送信する。
- ⑦ 連携端末から中継端末に利用者情報、売上情報等を送信する。
- ⑧ 利用者に医療費確定情報を通知する。

## 3. 効果

- ① 特に逡増している外来患者に関し、会計時における待ち時間の省略を図る。（カード利用者）
- ② その結果に起因し、本件システム非利用者も会計時の待ち時間短縮を図る。
- ③ 患者退院時の入院費精算等の退院手続き時間の短縮を図る。（カード利用者）
- ④ 収納処理の自動化により、過誤納の減少を図ることができる。
- ⑤ 収納事務の省力化により、収納業務を効率化し職員の負担軽減を図ることができる。

## 4. 件数

本システムの予想利用件数（全病院入外患者数合計の10%） 12,000 件/月

## 5. 個人情報の保護

本件に関し、「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市民病院機構情報セキュリティポリシー」、及びその他の関係法令並びに「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 5.1 版（令和3年1月）」に基づき以下の通り厳正に対処する。

### （1）システム上の保護

- ① 院内医療情報系ネットワークと外部ネットワークの境界点にDMZ (DeMilitarized Zone: 緩衝地帯) を設けると共にファイアウォールを併用しこの中に連携端末（別紙参照）を設置し、外部ネットからの不正な侵入を阻止する。
- ② 連携端末と外部データセンター間のデータ通信の際には、S F T P（SSH File Transfer Protocol）方式によりすべてのデータを暗号化し、改竄や覗き見から保護する。
- ③ 本件システムの操作に際しては、操作が可能な職員を限定するとともに、ユーザーID、パスワード（3ヶ月ごとに変更）及び生体認証（指紋、虹彩等）の計3種類の認証方式によるものとする。

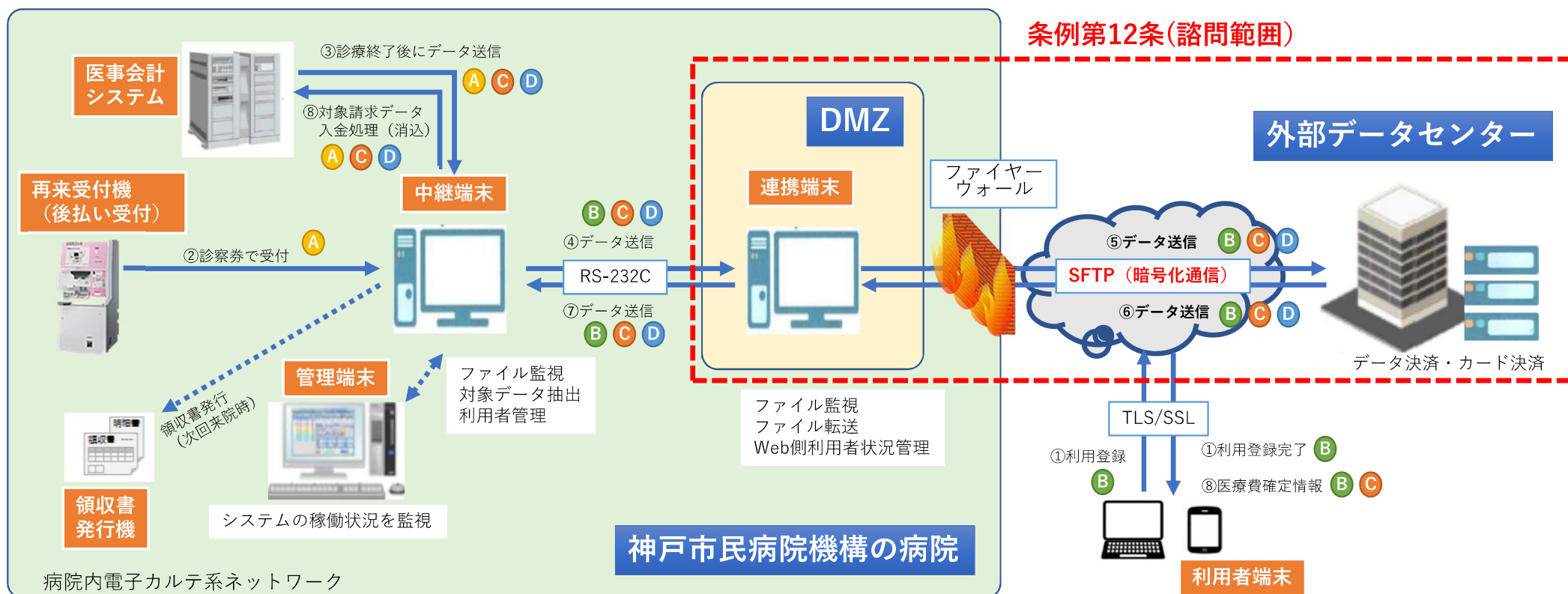
### （2）運用上の保護

- ① 本件システムの利用を希望する患者に対しては、個人情報の取扱いに関する書面による個別の同意を得ることは勿論であるが、本システムの概要についても事前に十分な説明を行う。
- ② ベンダーの選定に際しては、ISMSの認証を得ることを要件とする。
- ③ ベンダーとの間に、本件システムに関する業務委託契約時に、S L A（Security Level Agreement）の締結を求める。
- ④ 記述③を担保するため、当院は定期的にベンダーに対し、情報セキュリティに関する報告を求めるとともに情報セキュリティ監査を行う。

### （3）委託先事業者にかかる情報の保護

本事業において、外部委託を行うに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

## 【システム連携図】



### 送受信データ

- A【患者情報】** 診察券番号、カナ氏名、性別、生年月日
- B【利用者情報】** 個別ID、利用者ID、診察券番号、カナ氏名、性別、生年月日、支払方法、電話番号、住所、メールアドレス、支払者、続柄、決済情報登録日、決済情報登録時間、有効期間フラグ
- C【請求情報】** 個別ID、利用者ID、請求キー、請求区分、請求金額、請求書の一意の内部キー、請求開始日、請求終了日、診療科コード、入院外来区分、入院、外来名称、請求書番号
- D【売上情報】** 個別ID、利用者ID、請求キー、請求区分、請求金額、請求書の一意の内部キー、請求開始日、請求終了日、診療科コード、入院外来区分、入院、外来名称、請求書番号、決済方法、決済結果、決済日